

平成27年 第1回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成27年1月8日（木）午前10時00分

場 所：教育委員会室

平成27年1月8日

東京都教育委員会第1回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第1号議案

東京都立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

第2号議案から第5号議案まで

東京都公立学校教員の懲戒処分について

2 報 告 事 項

(1) 第三次東京都子供読書活動推進計画中間のまとめについて

(2) 東京都公立学校教員の懲戒処分について

委員長	木村 孟
委員	竹花 豊
	(欠席)
委員	乙武 洋 匡
委員	山口 香
	(欠席)
委員	遠藤 勝 裕
委員	比留間 英 人

事務局 (説明員)	教育長 (再掲)	比留間 英 人
	次長	松 山 英 幸
	教育監	高 野 敬 三
	総務部長	堤 雅 史
	都立学校教育部長	早 川 剛 生
	地域教育支援部長	前 田 哲
	指導部長	金 子 一 彦
	人事部長	加 藤 裕 之
	福利厚生部長	高 畑 崇 久
	教育政策担当部長	白 川 敦
	教育改革推進担当部長	出 張 吉 訓
	特別支援教育推進担当部長	松 川 桂 子
	指導推進担当部長	鯨 岡 廣 隆
	人事企画担当部長	粉 川 貴 司
(書 記)	総務部教育政策課長	壹貫田 剛 史

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 ただいまから、平成27年第1回定例会を開会します。

旧年中はありがとうございました。本年もよろしくお願いいたします。

本日は、竹花委員及び山口委員から御都合により御欠席との届出を頂いております。

まず、取材・傍聴関係でございます。取材は、朝日新聞外1社、合計2社、個人は合計8名からの申込みがございました。入室を許可してもよろしゅうございますか。

—— 〈異議なし〉 —— それでは、よろしくお願いいたします。

日程以外の発言

【委員長】 議事に入ります前に、一言申し上げます。

東京都教育委員会定例会においては、一度注意を促しても、なお議事を妨害する行為を行う場合には、これまでと同様、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書の内容を守ることなく退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて厳正に対処しますので、御留意いただきたいと思います。

なお、傍聴人が教育委員会室に入退室する際に、大声で騒ぎ速やかに着席や退室しないといった行為も退場命令の対象となりますので、御承知おきください。

会議録署名人

【委員長】 本日の会議録署名人は、乙武委員にお願いいたします。

前々回の会議録

【委員長】 前々回11月27日開催の第18回定例会の会議録ではありますが、先にお配りして御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認いただきたいと思います。

が、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、第18回定例会の会議録については御承認いただいたということで取扱いをさせていただきます。

前回12月11日開催の第19回定例会会議録が机上に配布されておりますので、次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、非公開の決定であります。本日の教育委員会の議題のうち、第2号議案から第5号議案まで及び報告事項(2)については人事等に関する案件ですので、非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件についてはそのように取扱いをさせていただきます。

議 案

第1号議案

東京都立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

【委員長】 まず、第1号議案、東京都立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、説明は都立学校教育部長、よろしくお願いいたします。

【都立学校教育部長】 それでは第1号議案資料を御覧いただければと思います。東京都立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定についてでございます。

本件、記書き1の改正内容にあるとおり、これまで同規則で「準教科書」として取り扱ってきた教材を、学校教育法附則第9条に規定する「教科用図書」として位置付け、その取扱いを別紙のとおり採択の対象へと変更したいと考えております。このことに伴って関係規定を整備するものでございます。

それでは別紙の内容を御説明します。資料の2ページを御覧いただければと思います。まず初めに「1 教科書に関する法令上の規定」について御説明します。まず「1 教科書の取扱いについての規定」を整理すると、学校教育法においては第34条で文部科学省検定済教科書・文部科学省著作教科書について使用義務を規定しており

ます。また同法の附則第9条で、この第34条に規定する教科用図書が発行されていない教科・科目について、教科用図書以外の図書を「主たる教材」として使用することができることを規定してございます。

続いて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律においては、その第33条で検定済教科書・著作教科書以外の教材の取扱いについては届出又は承認とすることが規定されていますが、採択する教科書の範囲については、同法上の規定はございません。また、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書についても、採択の範囲であるかどうかの定めはありませんが、これらいわゆる「附則9条本」も、教科の主たる教材として学校において使用の義務付けが求められるものであることから、採択の対象となるとの文部科学省の見解がございます。

次に「2 教科書の範囲についての規定」でございます。まず、義務教育諸学校における教科書の無償措置について必要事項を定めたいわゆる無償措置法では、検定済教科書と著作教科書及び附則9条本を教科書と定義しているところでございます。

一方で、義務教育諸学校及び高等学校で使用する教科書の発行について必要事項を定めたいわゆる発行法では、検定済教科書と著作教科書のみを教科書として定義しているところでございます。

これらの法体系の中で、「3 都立学校における教科書の取扱いについて」は表の一番下でございます。都立の義務教育諸学校については、この無償措置法第13条の規定に基づいて、検定済教科書・著作教科書及び附則9条本を東京都教育委員会において毎年度採択を行っているところでございます。

都立の高等学校、特別支援学校の高等部の教科書については、無償措置法のように採択する教科書の範囲を定めた規定がないため、まず先ほどの発行法で定義されている教科書である検定済教科書・著作教科書については、東京都教育委員会において毎年度、採択方針を定めた上で採択を行っているところでございます。

その一方で、検定済教科書・著作教科書以外の教材のうち、主たる教材については、附則9条本も含めて都立学校の管理運営に関する規則第19条で「準教科書」と改めて定義し直し、先ほどの地教行法第33条を根拠に承認とし、その他の補助教材については届出としているところでございます。

これまでが現状でございます。

次に資料の3ページを御覧ください。ただいま一番最後に御説明した「準教科書」の取扱いを下の図に整理してございます。【現行】の真ん中で、これまで承認としてきた「準教科書」のうち、学校設定科目であるフランス語などの外国語のテキストや、工業などの専門教科で使用する専門書、特別支援学校で使用する絵本等については、平成27年度からは「附則9条本」と位置付けて、東京都教育委員会による採択の対象としたいと考えております。

また、【現行】の「準教科書」のうち、問題と回答のみで構成された問題集や、データのみが掲載された資料集等については「その他教材」として、承認又は届出の扱いとすることとしたいと考えております。

なお、教科書と併せて使用する補助教材については取扱いに変更はございません。

資料右側を御覧ください。今回の変更の経緯、趣旨ですが、平成26年度の地教行法の一部改正によって、これまで以上に教育委員会委員による教育行政に対するチェック機能の強化が求められます。また、教育委員会の様々な権限の中でも、とりわけ教科書の採択は重要な権限の一つであるとされていることから、管理運営規則に定める「準教科書」の位置付けを改めて検証した結果、その取扱いを見直すこととしたものでございます。

その下の「4 附則9条本の採択の手続について」です。都立高等学校等で使用する検定済教科書と著作教科書については、毎年度、年度当初に採択と選定の方法について御決定いただき採択を行っております。新たに対象とする附則9条本についても同様に採択と選定の方法について御決定いただき、採択を行うこととしたいと考えております。

この採択と選定の方法の案を5ページにつけてございます。この内容で御決定いただいたならば、この後、学校長に通知してまいりたいと考えております。

採択の実施時期は、平成27年度に使用する附則9条本からとし、本年2月に採択していただくことを予定しております。

以上が本議案である規則改正の理由でございます。具体的な規則改正の規定ぶりについては、6ページの新旧対照表を御覧いただければと思います。施行期日は公布の

日としております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【委員長】 ありがとうございます。いかがでございましょうか、何か御質問・御意見等ございますか。

【遠藤委員】 今の趣旨は理解したのですが、まず一つ伺いたいことは、従来のままであると何か不都合が生じるのか、あるいは今まで準教科書について、届出、承認というような扱いで何か問題点があったのかどうかということです。今の説明では、第二外国語のフランス語とか、工業高校等の専門的なもの、あるいは特別支援学校の絵本等と、かなり特殊な教材だと思うのですが、それを準教科書として届出、承認の扱いを変更することは、それをまた教育委員会としてのチェック機能の強化という趣旨は理解できるところですが、今まで何か不都合があったのかということです。

2点目は、これが通ると、私どもがそれを具体的にチェックすることになるわけですが、物量的にはどれぐらいのものをチェックすることになるのか、この2点についてお伺いします。

【都立学校教育部長】 今まで不都合があったかということですが、先ほど2ページで御説明しました法体系の中で、その採択の範囲が明確に定められていなかったの、ある意味、東京都の判断の中で、これは採択の対象としないで承認又は届出としてきたところでございます。しかし、平成26年の地教行法の改正という機会を捉えて位置付けを改めて見直し、今回見直していくことにしたところでございます。

物量については、平成26年度の実績では、高等学校においては約700点、特別支援学校については約1,000点、合計で約1,700点ございました。

【遠藤委員】 高等学校700点の内訳で、語学関係とその他ではどういう内容になりますか。

【指導部管理課長】 高等学校で語学関係については、英語が63点、韓国語が14点、スペイン語が13点、中国語が42点、ドイツ語が17点、フランス語が38点、残りはその他となります。

【乙武委員】 この案では、採択が平成27年2月ですが、採択をした後、学校では異動もあるわけで、実際この採択された教科書を使う先生が新しい先生になる可能性

も十分に考えられます。これまでの一般的な検定済教科書などは当然そのような形で行われていると思うのですが、専門性の高い教科書になった場合、各教科を担当する先生方にとっての使いやすさ、使いにくさのようなものの振り幅がどれくらい広いものか、私には全く想像できないのですが、採択してしまったものと、実際に教科を担当される先生が、いや、これは少し使いづらいなという不便さというものは生じないのでしょうか。

【指導部管理課長】 これも今後いわゆる附則 9 条本として位置付けますので、学校の教科用図書選定委員会にかけて、校長が責任を持って届出をするので、それは教科書として使っていただくことになるので、それで教えていただくということになります。

【委員長】 3 ページの左の図で「問題集、資料集等」について矢印で右へ移って〈承認又は届出〉となっていますが、承認するものと届出でよいものとはどのように線を引くのですか。

【指導部管理課長】 基本的には、年間を通して主に使う教材は承認となります。教科書と併せて使用する、いわゆる副教材は届出となります。

【委員長】 分かりました、ありがとうございました。

他によろしゅうございますか。これは御承認いただく必要がありますが、こういうことによろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——それでは、この件については原案のとおり御承認いただいたということにさせていただきます。ありがとうございました。

報 告

(1) 第三次東京都子供読書活動推進計画中間のまとめについて

【委員長】 次に、報告事項(1)第三次東京都子供読書活動推進計画中間のまとめについて、説明を地域教育支援部長、よろしくお願いします。

【地域教育支援部長】 それでは第三次東京都子供読書活動推進計画中間のまとめ

について、報告資料（１）で御説明します。A3の資料を御覧ください。

この計画は、平成13年に策定された子供の読書活動の推進に関する法律で、国は計画を策定しなければならない、都道府県は計画を策定するよう努めなければならないとされておりまして、これを根拠にして都としては計画を策定しております。

これまで計画を第一次と第二次と策定してきており、第二次計画については資料左側にある平成21～25年度を計画期間として、「《主な目標》として「1 未読者率（不読率）の改善」、「2 読書環境の整備」を掲げていました。

未読者率とは1か月に1冊も本を読まなかった児童・生徒の割合で、様々な取組を進めた結果、下の《成果》として、未読者率は半減を目標にしていたのですが、学年によってばらつきはありますが、かなりの成果を上げてきていると考えています。

区市町村もこの国、都の計画を受けて計画を策定するよう都で働き掛けることになっておりまして、この計画策定をする自治体数も増えてきています。

ただ、下の《課題》にあるように、未読者率自体は改善していますが、まだ中2、高2では目標達成には至っていないことや、率の改善だけでなく読書の質の向上も必要であるというようなことが《課題》として残されています。

今回この第二次計画を踏まえて第三次計画を策定したいと考えておりまして、計画期間は平成27～31年度の5か年で、今回策定に当たっては、昨年6月から学識経験者、学校長、区市の教育長等で構成する検討委員会を設置して検討を進めてまいりました。

今回の第三次計画の特徴は、上段に二つございます。一つは先ほど申し上げましたように「読書の質の向上」自体を図る必要があるだろうということで、目標の一つに加えてございます。一つは、読む本自体の質の向上、質の高い本を読ませるということ、それから読書を通じて子供たちが「読書に主体的に関わる態度の育成」を図る、子供たち主体の育成、成長を促していくということを「読書の質の向上」として掲げています。

それから、読書活動に直接関わる取組を様々な主体間で確実に効果的に実施できるよう、今回は「乳幼児」、「小・中学生」、「高校生等」といった成長段階別に取組を体系化してございます。

その下の《主な目標》で、引き続き「1 不読率の更なる改善」として、国が都に

先立って定めた第三次計画の中で、都の「未読者率」と同じ概念「不読率」を導入しましたので、都の第三次計画では「不読率」という表現にしております。これについては既に率がかかなり改善しているもので、都としては5年間で3割減を、10年間で半減を目指すと計画に定めています。

それから、今申し上げたような「2 読書の質の向上」、引き続き「3 読書環境の整備」を進めていきたいと思っております。

次の2ページから取組について体系的に書いてございます。まず「乳幼児」では、区市町村の図書館が子育て支援部署ともいろいろ連携しながら取組を進めていますが、今回は出産を控えた保護者まで含め、例えば読み聞かせ講座の実施なども進めていくことで、とにかくこの時期に子供たちに読書の習慣なりよさを身に付けさせることが大事だということで、そういった取組を少し考えていきたいと思っております。

その下「小・中学生」には、引き続き朝読書や教科指導における読書活動をまず充実させていくことと、乳幼児とか高校生など他の成長段階にある児童・生徒と異年齢交流事例を発信し、お互いに読み聞かせをするというようなことを取組として掲げています。

次の3ページで「高校生等」には、引き続き教科指導の中で様々な読書活動の工夫をすることと、取組名15で、都立図書館から様々なジャンルのお薦め本の紹介などを中心とした選書支援とか、新聞の書評に取り上げられた本の提供などを学校に働き掛け、学校図書館の質の向上を図っていくという取組を挙げてございます。

その下の「特別な支援を必要とする児童・生徒」には、取組名18で、障害の状況に応じた指導の工夫について、障害種別ごとに書いています。また、発達障害の子供にどのような取組が必要かということも書いています。

次の4ページ、「第2章 読書活動推進の基盤づくり」で、引き続き区市町村に推進計画策定・更新への働き掛けをしていきたいと思っております。

それから、これは小・中学校ではもうかなり取組が進んでいるのですが、ボランティアの育成などを通じた読書活動の推進についても新規事業として取り上げてございます。

最後に第3章では、オリンピック・パラリンピックを控えておりますので、「学校

におけるオリンピック・パラリンピック教育を通じた調べ学習の充実」や、都立図書館ではそういった関連資料を充実・整備することを通じてオリンピック・パラリンピック開催を見据えた読書活動の充実を考えているところです。

その後ろに冊子で本文を添付していますが、今回は「読書活動事例集」で、それぞれ区市町村の図書館、小・中学校、高校等で行っている具体的な読書活動についても中間報告の中で整理してございます。

報告資料（１）の１ページ最下段へ戻って、今日は中間のまとめとして発表させていただき、パブリックコメント等を頂きながら、検討委員会を踏まえて、平成26年度内には最終的な計画として策定し、発表していきたいと考えています。

報告は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。いかがでございましょうか、何か御質問・御意見等ございますか。

【遠藤委員】 ありがとうございます。これで数字を見ると、改善したといっても、高校２年生でいまだに３人に１人は本を１か月に１冊も読んでいないと考えてよいわけですか。そして未読者率の統計調査をする場合に、紙の本が読まれていないのか、あるいはこの読んだものに電子書籍は含まれるのか、その辺はどうでしょうか。

【管理課長】 この調査は例年夏休み明けの９月に、その直前１か月間に本を読んでいるかどうかを調べ、１冊以上読んでいる、若しくは読みかけであっても１冊読むつもりであるというものを、本を読んだとカウントしております。電子図書であっても１冊読んでいれば読んでいるということになります。

【遠藤委員】 それから、東京都の第一次読書活動推進計画の開始年は、この法律と一緒の平成13年と考えてよろしいのですか。

【地域教育支援部長】 平成15年３月に定めております。

【遠藤委員】 私は、ボランティアというのか、出前授業にしょっちゅう行っているのですが、ちょうど10年ぐらい前に江東区のある中学校へ行きましたら、朝読書の取組を始めた頃で、そのとき担任の先生が嘆いていたことは、読書の時間を朝15分間作るということで始めたけれども、ほとんどの生徒が本を持ってこなかったということで、なかなか苦勞をしたということですが、実際に教育環境ということ考えた場

合、我々はよく経済力格差、環境格差、地域格差などの教育に関するいろいろな格差を実態として認識していて、それをどう縮めていくかという議論をしているんです。

その中でこの読書の問題を議論したことがあるのですが、子供たちに対して学校を通じてこういう啓発活動、あるいは具体的なことを進めていくということは非常に良いことだと思うのですが、2番目の環境格差というか、家庭環境の差によって読書をする中身が変わってくると思います。

ですから、保護者というか家庭に対する読書の啓発活動も考えていく必要があるなどという議論はしています。東京都のこの推進計画の中で、地域のボランティアなど様々な方策があって、これは非常に結構だと思って見ていたのですが、直接PTA活動などの中で子供の家庭教育の中に読書というものをしっかり位置付けてほしいというようなことを声掛けしているのか、あるいはそういうことは全く考えていないのか、この辺はいかがでしょうか。

【地域教育支援部長】 この計画自体は都の計画ですので、委員が今おっしゃったようなことは、この計画を踏まえて区市町村が具体的に地域の実態に根差した計画を策定します。その中には当然、家庭への働き掛けも入ってくることになると思います。

この計画自体は、家庭に対してより働き掛けなければいけないとか、先ほども申し上げましたが、特に乳幼児期については、区市町村がブックスタートとか様々な形で家庭に働き掛けております。都はそういう区市町村の事例をしっかりといろいろ集めながら発信していく、広く他の自治体の情報も共有化していくような形で、家庭への啓発活動もしっかり行っていきたいと思っています。

それから、都としても乳幼児期の子供のいる全家庭にパンフレット等を配ったりしております、その中でも読書活動の重要性については啓発活動をしているところでございます。

【乙武委員】 3点あります。私も教員時代には、やはり子供たちによって読書量、また読書に対する親しみにはばらつき、個人差がかなり大きいと感じておりました。その大きな差の間に読書感想文というものの存在があって、読書が好きで、なおかつ文章を書くことを苦にしない児童・生徒にとっては、読書感想文は全く苦にならないのですが、どちらかに苦手意識がある児童・生徒は、読書感想文に対するアレルギー

がかなり強くあるのですね。

それにもかかわらず、小学校では、夏休みの宿題となると、ほぼ一律に教師は読書感想文を課してしまうことが多くて、私もここはまだ少し不勉強なのですが、読書感想文に一体どれぐらいの効果があり、また逆にどれぐらいのデメリットがあるのかに、きちんとした研究がもう出ているのか、いないのか、いる場合は、それにきちんと触れて、読書感想文にはこういう効果もあるけれども、もしかしたらこういうデメリットもあるということをしっかりと示していくことも大事であるということ、現場経験から少し感じました。

2点目ですが、私もこれまで多くの学校を回って、図書室自体にもかなりばらつきを感じます。本当に昔ながらの、少しほこりっぽい、カビ臭い、これでは子供たちは行きたくないだろうなという図書室もあれば、本当に温かい雰囲気、子供たちも入りやすい、行ってみたいと思うような図書室もあります。その差が何から生まれてくるのかは、先ほども御説明の中にあっただように、やはり保護者等のボランティアが入っているか否かではないかなと感じております。これも、保護者等のボランティアが入っている図書室と入っていない図書室で、例えば子供たちの不読率に有意な差があるのかどうかというデータがあるのかどうかということが2点目です。

3点目は、先ほど遠藤委員も触れられていた、電子書籍についてです。資料1ページ目を拝見しても、年齢が上がるにつれてこの不読率が高まっています。これはもちろん受験もあるということもあるかもしれませんが、やはり年齢が上がってくればくほど、電子書籍には、ある意味親しみやすさを感じるのかなと思っておりまして、ここの不読率を下げするためには、一つ電子書籍がキーポイントになってくるのかなと思います。ここ数年で出てきたものなので、まだそれほどきちんとしたデータがあるかどうかは分かりませんが、これまで既に電子書籍を学校図書館に取り入れている学校があるのかどうか、もしある場合、その学校の不読率は他の学校に比して低いなどというデータがあるのかどうか、以上3点をお伺いできればと思います。

【指導部長】 委員御指摘のとおり、夏休みの宿題として読書感想文を書かせている学校は大変多くございます。しかし、今回検討委員会でこの計画を練ってきているのですが、要するに、宿題だからただ出せばよい、書けばよいということで、中には

解説をコピーして、そのまま感想文に載せているような、そういう目的意識のない読書感想文には意味がないというような御意見もたくさん頂いております。

そして、実はその読書感想文を先生に出して終わりではなくて、その読書感想文を子供たちでお互いに読み合うという小学校が今4割に増えてきております。あるいは読書感想文でなくても、書評合戦のように、自分はこの本を薦めるけれども、理由はこうだ、あなたはこうだと言って、他人に自分の考えたことや気が付いたことを伝え合うということを行ってきております。

今回の計画の2番目の特徴の「読書の質の向上」ではそこを狙っておりまして、小・中学生、高校生ともに目的意識を持った読書を行うということを更に進めていこうと考えております。

【地域教育支援部長】 学校図書館の整備状況にかなりばらつきがあるということについては、この計画の中で優れた事例について積極的に情報収集して発信していきたいと考えております。それから、ボランティアについても、小・中学校の場合は本当に様々な形で貢献していただいていますので、そういう取組を強化していきたいということも書いてございます。しかし、それが不読率との関係でデータとしてあるかということは、私のところにはないので、少し考えたいと思います。

さらに、電子書籍についても、やはりこの検討委員会でも一つ非常に大きな課題として議論されました。少なくとも障害のある児童・生徒については、電子書籍を含めた電子媒体についてはより積極的に活用していく必要があるだろうということは、考え方としてはしっかり挙げております。

しかし、やはり読書の質を考えて、今の様々なスマートフォンなどの利用環境を考えると、我々として電子媒体についてどこまで積極的に取り組んでいくかについては、情報リテラシーの問題も含めてしっかり考えた上で、今後、実際に電子媒体が様々な形で社会に影響があり、流通し始めていることも事実ですから、そういうこともしっかり踏まえた上で、必要などころについては取り組んでいこうという結論であり、電子媒体については、障害のある児童・生徒以外では、取組の中では具体的に取上げ切れていないというような実態です。

それからデータについて、もし私の補足で何かデータがあれば少し教えてください。

【管理課長】 すみません、そちらのデータはございません。

補足として、戻りますが、図書室の整備についてですが、確かにこちらの検討委員会でも課題は出ておりました、計画の中では学校図書館のリニューアルについて、どのような形で使いやすくしていたかを、事例を集めて紹介したり、あるいは、特別支援学校などは図書室ではなくて図書コーナーなどの整備も必要になってきますので、その際には、中央図書館が実際に学校の中に入って具体的な助言を行うところまで踏み込んで計画を立てております。

【委員長】 ありがとうございます。

私も質問があるのですが、《成果》のところにある不読率の聞き取り調査あるいはアンケート調査はどのぐらいの規模で行っているのですか。全生徒に行っているわけではないのですね。また、これは東京都独自でやっていることですね。

【管理課長】 高校2年生については全生徒に行っておりますが、小学校、中学校に関しては抽出調査で、全体の2割弱程度を抽出して調査しています。

【委員長】 それはどこで抽出しているのですか。

【管理課長】 区市町村に関しては、区市町村の教育委員会で抽出しております。

【委員長】 分かりました。私、事前にこの成果を見せてもらって少し驚いたのですが、6年間で、例えば中学2年生では不読率が23.4パーセントから13.2パーセントに減っていますね。非常に地道な活動ですが、ボディブローとして相当効いているようですね。少しデータ数が少ないのかなと思ったのですが、2割でしたら相当な数ですね。そうですか、分かりました。

それから、乙武委員の1番目の御指摘については考え方がいろいろあって難しいのですが、最近、フィンランド神話が崩れつつあるようです。非常にきちんとした読み聞かせをしている国、読書の時間も学校の中の正課として取り上げている国が、PISAのテストの読解力で、ついに日本の下の成績になってしまいました。

これにはいろいろな原因があるようですが、フィンランドのやり方には学ぶところが多いと思います。フィンランドでは、必ず感想文を書かせています。そんなに長くなくてもよいようです。それを学校の正規の授業でやっています。各自のノートに次々に書いていく仕組みで、先生がそれを見ただけで、その進歩の度合いなどが分か

るようになっていきます。日本は、正課の数や授業数が多く、やらなければいけないことが多いので、なかなかそういう取組までできないのかもしれませんが、一つのやり方ではあると思っています。私は非常に良い方法であると思っています。

ただ、フィンランドの読解力が今申し上げたように、いろいろな理由があるでしょうけれども、落ちてきていますので、一体何が原因かは調べてみる必要があると思っています。

【管理課長】 すみません。先ほど2割弱とお話ししたのですが、高校2年生が全数調査なものですから、小学校、中学校に関しては、全体抽出率は7パーセントぐらいでございます。

【委員長】 もう一つ質問したいのですが、平成19年からのデータが出ていますが、これは先ほど遠藤委員もおっしゃった15分の読書の時間を依然としてずっとやっているわけで、その効果もあろうと思います。平成19年より前のデータはありませんか。平成19年度から平成25年度までのデータは出ているのですが、その前の数年間のデータがあると、何が本当に効いたのかが多少分かるような気がするのですが。

【地域教育支援部長】 あると思いますので、また後ほどお示ししたいと思います。

【委員長】 後ほどで結構です。目標値には達していないのですが、中学2年生に至っては6年間で10パーセントも減っています。地道な活動にもかかわらず相当効果を上げているなという印象を強くしましたので、是非よろしくお願いします。

【管理課長】 データがございました。平成15年からデータをとってしまして、平成15年では中学2年生については、不読率は36.3パーセントでした。高校2年生については55.1パーセントでございます。

【委員長】 それが中学2年生では平成19年時点で23.4パーセントになっているわけですね。

【管理課長】 さようでございます。

【委員長】 ということは、少し皮肉な言い方ですが、必ずしもこの運動が効いたかどうかは分からない、読書の時間が非常に効いているということも考えられますね。少し詳細な検討をしてください、よろしくお願いします。

よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 —— ありがとうございます。

の件は報告として承ったということにさせていただきます。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

1月22日(木) 午前9時30分

教育委員会室

【委員長】 今後の日程について、教育政策課長、よろしくお願いします。

【教育政策課長】 次回定例会は1月22日木曜日、午前9時30分より、ここ教育委員会室で行う予定となっております。

以上でございます。

【委員長】 この日は先生方の表彰があるので、時間の関係で開始9時半といたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、引き続き非公開の審議に入ります。

(午前10時45分)